

よくあるご質問と回答

番号	質 問	回 答
1	<p>現行の事業者が設置している電気コンセント設備を引き続き使用することは可能でしょうか。</p>	<p>既設設備は、現行の事業者が設置期間終了後に撤去することになります。引き継ぎ物件については、現行の事業者と協議してください。</p> <p>なお、電源の引き込みは、事業者が直接引き込むことを原則としていますが、やむを得ず集会所から引き込みを継続又は新設する場合は、電気の契約者（入居者が組織する集会所管理運営委員会等）と直接協議し、市を介さずに電気料金の支払いが滞りなく実施できるようにしてください。</p>
2	<p>災害発生時、災害救援飲料を搬出するために使用する鍵の管理は徹底されるのでしょうか。</p> <p>また、災害発生時の自動販売機内の在庫商品のみ提供するとの理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>災害救援飲料の搬出の際に鍵を使用するタイプの自動販売機を設置する場合、市は、善良な管理者の注意義務をもって厳重に管理します。</p> <p>また、ご提供いただく災害救援飲料は、自動販売機内の在庫商品のみとします。</p>
3	<p>自動販売機の設置場所は、現行の事業者が設置している場所と同じ場所になるのでしょうか。</p>	<p>現在の設置場所と同じ場所での設置を想定していますが、別の場所での設置をご希望の場合、別途市と協議してください。</p>
4	<p>応募に必要な書類のうち、④資格審査資料ア「自動販売機の設置業務実績のわかるもの」とは、どのような書類でしょうか。</p>	<p>募集要項P. 2の2.応募資格（2）を満たしていることがわかる書類です。例えば他の自治体と交わした契約書の写し等が該当します。</p>